

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の概要

1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（促進計画）とは

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき市町村が作成することができる計画で、主に「促進計画の区域」、「促進計画の目標」、「促進計画の区域内において実施を推進する多面的機能発揮促進事業」について定めています。

農業者団体等は、多面的機能発揮促進事業に関する計画（事業計画）を作成し、促進計画を定めた市町村の認定を受けることで、当該市町村が定めた促進計画の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施することができます。

2 多面的機能発揮促進事業とは

法第3条第3項の各号に規定する次の3つの事業のことです。

(1) 多面的機能支払交付金事業（第1号の事業）

農業用排水施設、農業用道路等農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業

(2) 中山間地域等直接支払交付金事業（第2号の事業）

中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業

(3) 環境保全型農業直接支払交付金事業（第3号の事業）

自然環境の保全に資する農業生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業

3 長岡市の促進計画の概略

長岡市の促進計画では、長岡市の促進計画の区域、各地域（長岡地域、中之島地域、越路地域、三島地域、山古志地域、小国地域、和島地域、寺泊地域、栃尾地域、与板地域、川口地域）の農業の現況と多面的機能発揮促進事業の推進の目標を定めているほか、各地域内において実施を推進する多面的機能発揮促進事業を次のとおり定めています。

区 域	多面的機能支払	中山間地域等直接支払	環境保全型農業直接支払
長 岡 地 域	○	○	○
中 之 島 地 域	○	—	○
越 路 地 域	○	○	○
三 島 地 域	○	△（旧大津村のみ）	○
山 古 志 地 域	○	○	○
小 国 地 域	○	○	○
和 島 地 域	○	○	○
寺 泊 地 域	○	○	○
栃 尾 地 域	○	○	○
与 板 地 域	○	△（旧与板町、旧大津村、旧大河津村のみ）	○
川 口 地 域	○	○	○

（注釈） ○：実施を推進 △：一部で実施を推進 —：実施しない